

企業会計基準委員会 御中

平成17年2月28日  
新日本監査法人  
業務監理本部管掌 田中 章

企業会計基準公開草案第3号  
「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」に対する意見

貴委員会から平成16年12月24日に公表された企業会計基準公開草案第3号(以下「公開草案」という)について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しく願い申し上げます。

記

1. 費用認識の相手勘定の表示区分案について

表示区分については、中間案を支持する。討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によると、新株予約権は「負債」の定義に合致せず、また、新株予約権の段階においては、株主に帰属する払込資本やその成果である留保利益のいずれにも該当しないため、「資本」の定義にも合致しないこと。したがって、中間区分案が妥当と考える。

ただし、中間区分についても、「財務会計の概念フレームワーク」との理論的整合性に留意すべきであると考え。概念フレームワークでは、「資産」と「負債」の差額を大区分「純資産」として定義し、さらに「純資産」を「株主に帰属する資本」とそれ以外の「その他の要素」に区分している。新株予約権の性格は「その他の要素」に該当するため、当該区分に表示すべきものと考え。

2. 未公開会社の取扱いについて

公開草案では、公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値により、ストック・オプションの公正な評価額を算定することを許容しているが、本源的価値によった場合には、付与日の見積株価が行使価格を上回る状態で付与された場合を除き、事実上費用が計上されないこととなる。IFRSや米国基準では、未公開会社においても費用が計上されることとされているため、この取扱いでは国際的な理解を得られるかどうか懸念がある。

国際的な調和の観点をも踏まえて、未公開会社であっても、原則どおり付与日の公正な評価単価(A案)によるべきであると考え。未公開会社では、公正な評価単価について、信頼性をもって測定することが困難との消極意見があるが、株式オプション価格算定モデルのうち二項モデルによれば、未公開会社であっても信頼性がある見積りが可能

であるとの積極意見も強いことから、測定方法に関するガイドラインを充実して、原則どおり費用認識することが会計基準の趣旨に合致するものとする。

### 3. 公開草案第7項について

ストック・オプションの公正な評価単価の算定は、(1)「付与日現在で算定し、その後は見直さない。」とされている。ただし、行使価格等の条件変更がされた場合には、条件変更日における公正な評価単価に修正する(公開草案12項(1))ことから、第7項(1)の規定は、「原則として」を補い、「付与日現在で算定し、原則として、その後は見直さない」とすることが妥当である。

以上